

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面:「パートナーズ FX 取引ガイド」

改訂日 :令和 5 年 10 月 28 日改訂

旧	新
<p>4.カバー取引の相手方について</p> <p>当社はパートナーズFX取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、ユービーエス・エイ・ジー銀行(スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務)、ゴールドマン・サックス証券株式会社(日本の金融庁監督下での証券業務)、パークレイズ銀行(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、ドイツ銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、コムertz銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、ナットウェスト・マーケット証券会社(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、シティバンク・エヌ・エイ(米国の金融監督当局およびイギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、JPモルガン・チェース銀行(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、大和証券株式会社(日本の金融庁監督下の金融商品取引業者)、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での金融商品取引業務)、株式会社みずほ銀行(日本の金融庁監督下の銀行業務)、ビー・エヌ・ピー パリバ(フランス金融市場庁監督下での銀行業務)、<u>クレディ・スイス・エイ・ジー(スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務)</u>、スタンダードチャータード銀行(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、株式会社三菱UFJ銀行(日本の金融庁監督下の銀行業務)、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド銀行(オーストラリア健全性規制庁監督下での銀行業務)、ステート・ストリート銀行(ボストン連邦準備銀行監督下での銀行業務)、ファストマッチ(監督官庁なし、ECN)、auカブコム証券株式会社(日本の金融庁監督下の金融商品取引業者)のいずれかとの間でカバー取引を行っております。</p>	<p>4.カバー取引の相手方について</p> <p>当社はパートナーズFX取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、ユービーエス・エイ・ジー銀行(スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務)、ゴールドマン・サックス証券株式会社(日本の金融庁監督下での証券業務)、パークレイズ銀行(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、ドイツ銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、コムertz銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、ナットウェスト・マーケット証券会社(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、シティバンク・エヌ・エイ(米国の金融監督当局およびイギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、JPモルガン・チェース銀行(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、大和証券株式会社(日本の金融庁監督下の金融商品取引業者)、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での金融商品取引業務)、株式会社みずほ銀行(日本の金融庁監督下の銀行業務)、ビー・エヌ・ピー パリバ(フランス金融市場庁監督下での銀行業務)、【削除】スタンダードチャータード銀行(イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務)、株式会社三菱UFJ銀行(日本の金融庁監督下の銀行業務)、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド銀行(オーストラリア健全性規制庁監督下での銀行業務)、ステート・ストリート銀行(ボストン連邦準備銀行監督下での銀行業務)、ファストマッチ(監督官庁なし、ECN)、auカブコム証券株式会社(日本の金融庁監督下の金融商品取引業者)のいずれかとの間でカバー取引を行っております。</p>
<p>パートナーズ FX 取引ガイド改訂記録</p> <p>【追加】</p>	<p>パートナーズ FX 取引ガイド改訂記録</p> <p><u>令和 5 年 10 月 28 日改訂</u></p>

以上